

報道関係者各位

令和3年7月9日（金）

【照会先】

山口労働局労働基準部監督課

課長 原田 竜雄

主任地方労働基準監察監督官 上田 竜夫

電話（083）995-0370

令和2年度11月「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表

厚生労働省山口労働局（局長 ^{むらいかんや}村井完也）では、このたび、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめましたので、公表します。

今回の重点監督は、長時間にわたる過重な労働が疑われる事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる105事業場に対して集中的に実施したものです。その結果、54事業場（全体の51.4%）で労働基準関係法令違反を確認し、そのうち22事業場（21.0%）で違法な時間外労働が認められたため、これらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。

令和2年4月1日から、中小企業にも時間外労働の上限規制が適用されているところであり、山口労働局では今後も、中小企業の置かれた状況に配慮し、丁寧な対応を行いつつ、長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行ってまいります。

【重点監督結果のポイント】

- (1) 監督指導の実施事業場： 105 事業場
- (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
- ① 違法な時間外労働があったもの： 22 事業場 (21.0%)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月80時間を超えるもの： 11 事業場 (50.0%)
うち、月100時間を超えるもの： 10 事業場 (45.5%)
うち、月150時間を超えるもの： 2 事業場 (9.1%)
- ② 賃金不払残業があったもの： 6 事業場 (5.7%)
- ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： 8 事業場 (7.6%)
- (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
- ① 過重労働による健康障害防止措置が
不十分なため改善を指導したもの： 49 事業場 (46.7%)
労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの： 16 事業場 (15.2%)

監督指導事例

- 36協定で定める延長時間を超え、最も長い時間外労働・休日労働時間が1か月195時間に及んでいたため、違反にかかる是正勧告を行うとともに、36協定の適切な運用等について指導を行った。
- 勤怠システムと自主申告を基に労働時間の管理を行っていたが、システムの記録時間と自己申告による労働時間を照合したところ、数時間の差異が確認されたことから、過去に遡って労働時間の実態調査を行うとともに、今後においては労働時間の適正な把握に努めるよう指導を行った。